

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

鴻巣羽生線	路線名
鴻巣市鴻巣字沼田一二八六番一地先から同市安養寺字西裏二五〇番三地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月二十六日	供用開始の期日
令和三年十一月二十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八〇・四〇メートル	備考